

国債元利金支払取扱店事務取扱手続 (金融商品取引業者・証券金融会社用)

平成5.12.17 業債第10号
以下累次改正
【2019.4.11 業債第31号まで反映済】

総目次

	ページ
100 はじめに	100- 1
110 この手続の適用	100- 2
111 取扱機関ごとの事務取扱範囲一覧	100- 4
120 用語の解説・略称	100- 8
130 証票類の名称・略称・保管期間等一覧	100-15
140 共通事項	100-20
141 店印の使用	100-20
142 回収証券類への廃印の押なつと取消方法	100-21
143 消滅時効期間の計算方法と消滅時効 の特例扱	100-24
200 元利金支払事務	200- 1
210 無記名国債証券の元利払	200- 3
220 登録国債の元利払	200- 9
221 自店備付けの登録国債印鑑票の取扱	200-10
222 登録国債元金（または利子）支払通知書の取扱	200-14
223 元利金の支払	200-18
230 削除	200-23

240	誤払の補正方法	200-24
240の1	障害者等少額貯蓄非課税等の利子にかかる所得税の払戻し	200-32
250	元利払の取まとめ	200-37
251	日常の取まとめ	200-38
252	月分の取まとめ	200-49
300	特 殊 事 例	300- 1
310	削除	300- 2
320	利付国庫債券（変動・15年）の利子支払	300- 3
400	雑 則	400- 1
410	国債元利金支払取扱店の掲示	400- 2
420	失効証券類の取扱	400- 3
430	見本国債証券類の取扱	400- 5
440	位置、店舗名称および店番号変更に関する届出	400-10